

介護保険料の納付方法

とくべつちようしゆう ねんきんてんび 特別徴収(年金天引き)	ふつうちようしゆう のうふしよ こうざふりかえ 普通徴収(納付書または口座振替)
<p>基本的には特別徴収の方法で納めていただきます。</p> <p>○年金の支給月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に合わせて、介護保険料を年金から天引きします(年6回)。</p> <p>○年金が年額18万円未満の方については、特別徴収は行われません。</p> <p>○納付方法は、法令等により定められており、被保険者が選択することはできません。</p> <p>○特別徴収と普通徴収が併用となる場合もあります。それぞれの納付額は通知書をご確認ください。</p>	<p>特別徴収ができない方については、普通徴収により納めていただきます。</p> <p>○納付書が同封されている方は、金融機関の窓口やコンビニ、スマートフォン決済などで介護保険料をお支払いいただきます。</p> <p>○毎月月末が納期限です。納期限が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。</p> <p>○納期限を過ぎた保険料をコンビニ、スマートフォン決済で納付することはできません。</p> <p>○納付書が同封されていない場合は、口座振替もしくは生活保護費から保険料を直接徴収します。</p> <p>○スマートフォン決済での納付について、詳しくは泉南市のホームページに掲載しています。(市ウェブサイト→暮らし・手続き→税金→納付→市の税金・料金がスマホアプリで納付できます。)</p>

年金天引きはいつから？

すでに年金を受給されている方は原則年金天引きとなりますが、65歳になってから一定期間に該当する方や、他市町村から転入された方については、ただちに特別徴収(年金天引き)は始まりません。年金天引きが始まるまで、長い場合で1年ほどかかります。それまでは普通徴収となります。ご了承ください。また、今年の4月から6月の間に65歳になった方、他市町村から転入された方については、年齢到達月もしくは転入月からの保険料を、9回に分けて、7月から来年3月の間にお支払いいただきます。

便利な口座振替をご利用ください

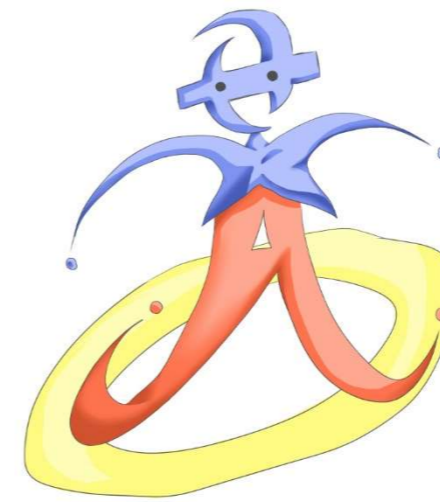
納め忘れがなく便利な口座振替をおすすめします。申込書をご希望の方は市役所までご連絡ください。申し込みは各金融機関の窓口にてお手続きいただけます。なお、口座振替された額は、通帳の記帳等でご確認ください。

また、手続きの行き違いにより重複納付となった場合は、後日還付手続きの書類を送付します。

介護保険料納入通知書を受け取られたみなさまへ

本日、お送りした通知書は、令和8年度の介護保険料の額をお知らせするものです。

介護保険制度とは、介護が必要となっても泉南市で安心して暮らしていくために適切な介護サービスが受けられるよう、社会全体で支え合う制度です。40歳以上の方は、介護保険料を納めることが法律で義務付けられています。このうち、65歳以上の方は、第1号被保険者となり、介護保険料を市に納めていただくことになります。詳しくは裏面の納付方法をご参照ください。



WAOKUN

WAO(輪を)! SENNAN

「W」…忘れても だいじょうぶ

「A」…あんしんと

「O」…おもいやりの町

せんなん

かいごほけん と あ そうだん
介護保険についてのお問い合わせ、ご相談は
せんなんしふくしほけんぶ ちょうじゅしゃかいすいしんか
泉南市福祉保険部 長寿社会推進課

でんわ
電話 072-483-8251

ファックス
FAX 072-483-6477 E-mail kaigo@city.sennan.lg.jp

おおさかふせんなんしたるいっちょうめ1ばん1ごう
〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

開庁時間:午前9時~午後5時30分

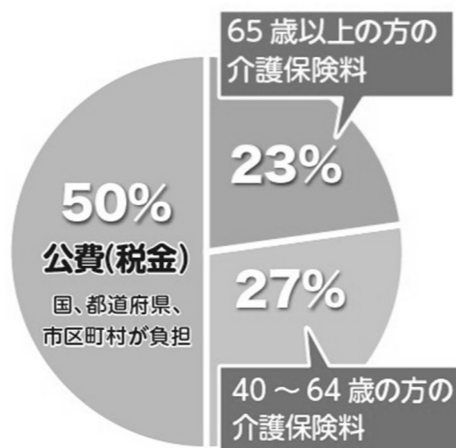
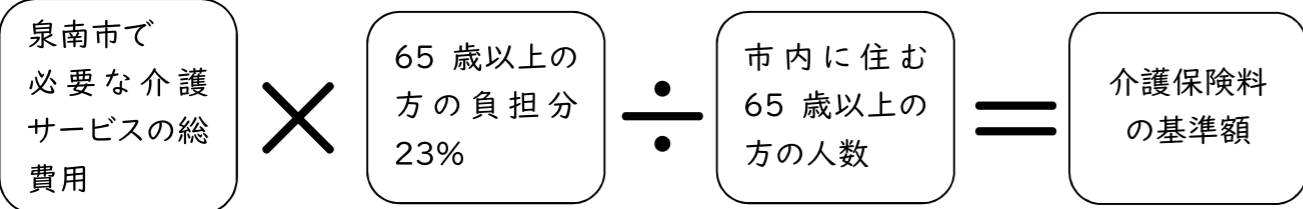
介護保険の財源構成・決まり方

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。

介護保険料の基準額は、3年ごとに改定されます。現行の介護保険料は、令和6年度から令和8年度までの間に、泉南市で必要とされる介護サービスの総費用のうち、65歳以上の方の保険料負担分(全体の23%)を泉南市内に住む65歳以上の人数で割って算出しています。これによりもとめられた泉南市の介護保険料の基準額は、年額75,000円です。

一人ひとりの保険料(年額)は、この基準額*をもとに、世帯の課税の状況や本人の所得額などによって、被保険者を14の段階に分け、その段階によって決まった料率をかけて、毎年7月に本決定されます。

※基準額はこのように算出されます。



▲介護保険の財源の内訳

令和8年度の介護保険料

※第1～5段階の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得を除いた金額です。

(令和6年4月1日改定)

段階	料率	年額(円)	対象者
第1段階	基準額 × 0.285	21,375	生活保護受給者の人 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的(課税)年金収入額と合計所得金額の合計が826,500円以下の人
第2段階	基準額 × 0.40	30,000	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的(課税)年金収入額と合計所得金額の合計が826,500円を超え120万円以下の人
第3段階	基準額 × 0.685	51,375	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的(課税)年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人
第4段階	基準額 × 0.85	63,750	本人が市民税非課税で、本人の前年の公的(課税)年金収入額と合計所得金額の合計が826,500円以下の人
第5段階	基準額 × 1.00	基準額 75,000	本人が市民税非課税で、本人の前年の公的(課税)年金収入額と合計所得金額の合計が826,500円を超える人
第6段階	基準額 × 1.20	90,000	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の人
第7段階	基準額 × 1.30	97,500	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の人
第8段階	基準額 × 1.40	105,000	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第9段階	基準額 × 1.60	120,000	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第10段階	基準額 × 1.80	135,000	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上450万円未満の人
第11段階	基準額 × 2.00	150,000	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が450万円以上600万円未満の人
第12段階	基準額 × 2.30	172,500	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人
第13段階	基準額 × 2.80	210,000	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人
第14段階	基準額 × 3.30	247,500	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人

介護保険料を滞納したら...

督促手数料80円のほかに、滞納額、滞納した期間に応じて、規定の延滞金が加算されます。また、介護保険料を1年以上滞納すると、介護サービスを利用するときに制約を受ける場合があります。また、保険料段階が第1段階から第3段階の方のうち、保険料の納付にお困りの方(生活保護に準ずる状況にある方)は、申請により減免が適用できる場合がありますので、ご相談ください。

令和8年度の介護保険料の特例措置について

令和7年度税制改正により給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。3年に一度の保険料決定時に想定されていなかった税制改正により、介護保険財政への影響を避けるため、介護保険法施行令が改正されました。これにより令和8年度分の介護保険料を算定する際に、税制改正の影響を遮断する措置が行われます。

○特例措置の内容

合計所得金額を税制改正前の給与所得控除を用いて、令和7年度と同様の方法で算定します。よって、令和8年度市民税が非課税の方でも、介護保険料については課税とみなされる場合があります。影響を受ける方は、令和7年中(令和7年1月～12月)に給与収入があり、給与収入が55万1,000円以上190万円未満の方です。

○特例措置の減免(申請不要)

令和7年度市民税が非課税の方で、令和8年度も市民税が非課税となる方のうち、特例措置により令和8年度の市民税が課税とみなされる方は、減免制度を適用した上で、介護保険料を算定します。

右の表に記載されている課税状況等は、前述のとおり読み替えてください。